

四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）

令和6年4月1日 制定

（趣旨）

第1条 建設業では、技能労働者の高齢化が進行し、将来の担い手不足が懸念されている。また、他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことから、若い世代が就職しないことも課題となっている。建設業における担い手確保及び労働環境改善の観点から、四日市市では、令和4年10月に「四日市市週休2日制工事試行要領」を制定し、一部の工事において週休2日の確保に取り組んできたところである。

令和6年4月からは、労働基準法により建設業に時間外労働の上限規制が適用されることから、より一層、長時間労働の是正を図る必要がある。

本要領は、四日市市が発注する営繕工事における週休2日の本格的な導入にあたり必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要領における用語は、次のとおり定義する。

(1) 週休2日制工事 次のいずれかに該当する工事をいう。

ア 完全週休2日制工事 次のいずれかに該当する工事をいう。

(ア) 対象期間の全ての土曜日、日曜日に現場閉所を実施する工事をいう。

(イ) 施設利用等の理由により、土曜日、日曜日の施工が求められる工事については、他の日に連続する2日の現場閉所を実施する工事をいう。

受注者は、発注者から上記の現場閉所日に作業が必要となる指示等があった場合、現場閉所日をその他の日に振り替えることができる。なお、振り替えは、現場閉所日が2日連続となるように実施する。

イ 週休2日制工事（4週8休）

前号の規定にかかわらず、週休2日の条件を満たす現場閉所を実施する工事をいう。

(2) 週休2日制工事（受注者希望型）

施工可能期間に制約がある工事で、施工開始までに受注者が週休2日制工事に取り組むとして、申し出を行うことができる工事をいう。

(3) 週休2日 次の掲げる条件をすべて満たすものをいう。

ア 対象期間の日数のうち現場閉所した日数の割合（現場閉所率）が、28.5%以上であること。

イ 作業日が連続する日数は、6日間以内であること。

(4) 現場閉所

ア 1日を通してパトロール等の現場管理上必要な作業を除き、工事現場での一切の作業を行わない状態をいう。なお、天候不良による休工も含む。

イ 同一現場での分離発注工事の場合、各発注工事単位で作業を行わない状態をいう。

(5) 対象期間

工事期間のうち施工開始日から施工完了日までの期間をいう。

(6) 対象外期間

(営繕工事)

工事期間のうち次に掲げる期間をいい、対象外期間は、対象期間の日数から除く。
なお、対象外期間は、受注者と発注者が協議して定める。

- ア 夏季休暇（3日間）
- イ 年末年始休暇（6日間）
- ウ 工場等にて資機材の設計製作のみを行う期間
- エ 準備期間及び後片付け期間
- オ 工事事務等による不稼働期間
- カ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- キ その他、受注者の責によらない現場閉所又は現場作業を余儀なくされる期間

(対象工事)

第3条 四日市市が発注する全ての工事を、週休2日制工事又は週休2日制工事（受注者希望型）の対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は、対象外工事（以下「週休2日制対象外工事」という。）とする。

- (1) 工事発注時において、工事の実働日数が30日未満の工事
- (2) 現場閉所困難な工事
 - ア 災害復旧工事等、緊急性の高い工事（緊急随意契約を行うような工事）
 - イ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所が困難として次に掲げる工事
 - (ア) 交通規制、出水期、施工可能時期（医療施設又は学校等、施設運営する上で現場閉所が困難）等の制約がある工事
 - (イ) 連続施工を必要とする工法を含む工事

(工期の変更)

第4条 週休2日の確保を理由とした工期の変更は認めない。また受注者は、契約した工期の中で週休2日を確保するよう努めるものとする。

(実施方法)

第5条 週休2日制工事の実施方法は、以下のとおりとする。

- (1) 工事発注時
工事発注時の公告において、週休2日制工事、週休2日制工事（受注者希望型）又は週休2日制対象外工事である旨を明示する。
- (2) 工事契約から施工開始まで
 - ア 受注者は、施工計画書等において工事期間中の現場閉所日の予定を示した「週休2日制工事計画表」を監督職員に提出する。
 - イ 週休2日制工事（受注者希望型）の受注者は、週休2日の実施について、速やかに様式1により報告する。
- (3) 工事施工時
受注者は、1ヶ月ごとの現場閉所状況を示した「週休2日制工事確認表」を、翌月10日までに監督職員に提出する。最終月は、施工完了後、速やかに提出する。なお、対象外期間となる場合は、速やかに「工事打合簿」にて監督職員に報告する。
- (4) 施工完了時
受注者は、施工完了後、速やかに全工事期間を明示した「週休2日制工事集計表」を監督職員に提出する。監督職員は、「週休2日制工事確認表」及び「週休2日制工事集計表」により、週休2日制工事の実施について確認する。

(工事成績評定)

第6条 週休2日制工事の実施結果については、工事成績の評価を行う。

- (1) 完全週休2日制工事を達成した場合は「優秀」とする。
- (2) 週休2日制工事(4週8休)を達成した場合は「良好」とする。
- (3) 週休2日制工事(4週8休)を達成しない場合は「普通」とする。
- (4) 週休2日制対象外工事は「普通」とする。

2 週休2日制対象外工事の受注者が、施工開始までに「週休2日制工事計画表」を提出し、自らの創意工夫により、週休2日制工事を実施した場合は、工事成績の評価を行う。ただし、工事発注時に工事の実働日数が30日未満の工事として、週休2日制対象外となっていた工事の、工事成績の評価は「普通」とする。

3 週休2日制工事が、施工完了時に実働日数の実績が30日未満であった場合も、工事成績の評価を行う。

(経費の計上)

第7条 週休2日制工事における工事費の積算は、当初設計において、4週8休以上(現場閉所率が28.5%以上)の現場閉所の実施を前提とした、別紙の経費を計上する。

- 2 週休2日制工事は、週休2日の条件を満たしていない場合、計上した経費を減額する。
- 3 週休2日制工事が、施工完了時に実働日数で30日未満となった場合、経費の減額は行わない。ただし、週休2日の条件を満たしていない場合は、計上した経費を減額する。
- 4 週休2日制対象外工事の受注者が、自らの創意工夫により、週休2日制工事を実施した場合でも、経費の計上は行わない。
- 5 週休2日制工事(受注者希望型)で、週休2日を実施しない場合、計上した経費を減額する。

(掲示)

第8条 三重県建設業労働時間削減推進協議会が配布する「週休2日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、受注者と発注者の双方の協議により定めるものとする。

附則

(施行期日)

第1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(試行要領の取り扱い)

第2 四日市市週休2日制工事試行要領(令和4年10月)は、廃止する。ただし、試行要領の規定により公告等を行った工事に限り、当該要領の規定は、なお、その効力を有する。

【公共建築工事積算基準を適用する工事】

週休2日制工事に関する経費は、当初積算時に、4週8休以上（現場閉所日数／対象期間日数＝28.5%以上）の現場閉所を前提とした補正係数を乗じた労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を計上する。

・労務費 : 1.05

1 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事等設計単価表（三重県）の労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

・補正係数：1.05

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

2 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章6の表A-1、表E-1及び表M-1に代えて、(1)の補正係数を用いて算出した以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率及び以下の式により基準単価及び基準補正単価を算出する。

なお、「基準単価」及び「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

【新営工事の場合】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-2 建築工事の補正率

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

工 種	摘 要※	4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02

植栽及び屋上緑化		1.03	1.03
----------	--	------	------

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表M-2 機械設備工事の補正率

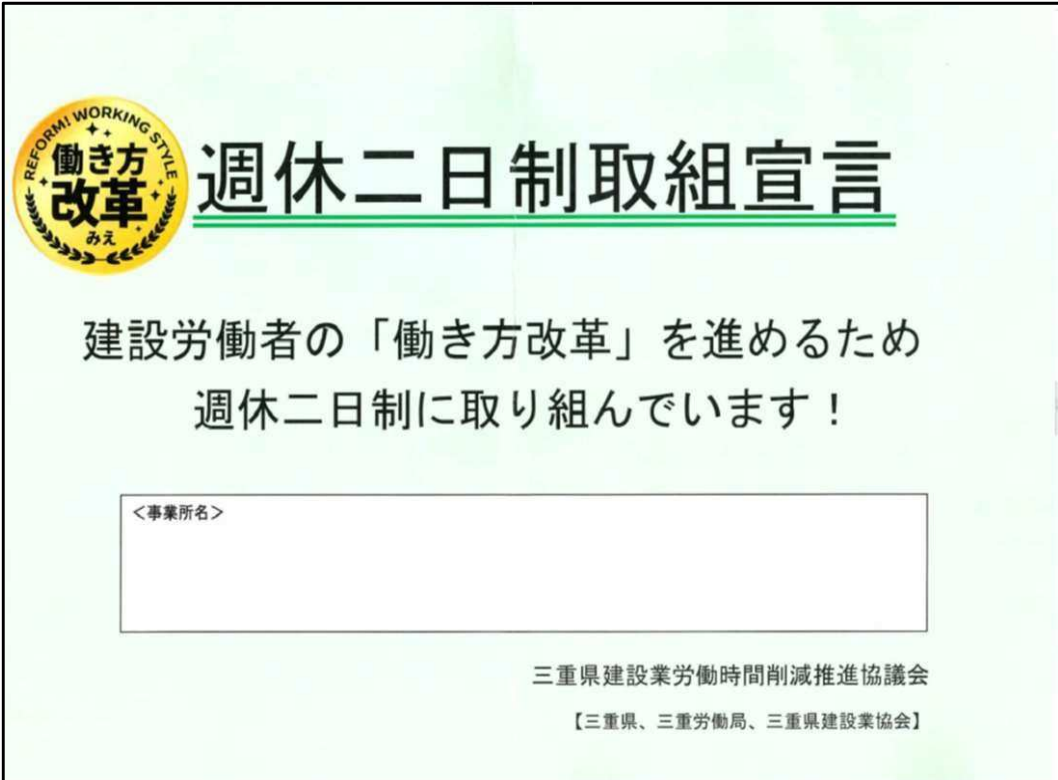
工種	摘要	4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の 取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25


【週休二日制取組宣言】

「三重県建設業労働時間削減推進協議会」が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課、若しくは、三重県建設業協会本部及び各支部

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)以上とする。



 **週休二日制取組宣言**

建設労働者の「働き方改革」を進めるため
週休二日制に取り組んでいます！

<事業所名>

三重県建設業労働時間削減推進協議会
【三重県、三重労働局、三重県建設業協会】

週休 2 日制工事（受注者希望型）の実施について

以下のいずれかに☑を入れてください。

- ：当社は週休 2 日制工事（受注者希望型）を実施します。
- ：当社は以下の理由により、週休 2 日制工事（受注者希望型）を実施しません。

（実施しない場合、該当する理由に☑を入れてください。複数回答可）

- 工程管理が困難となるから（天候不順など不確定な要素を除く）
- 天候不順など不確定な要素があることで工程管理が困難となるから
- 日給月給制の従業員が多く、月当たりの賃金が低くなるから
- 当社の休暇制度と合わないから
- 下請業者との調整が困難となるから
- 他工事との調整が困難となるから
- その他

（）

令和 年 月 日

工事名 _____

受注者 _____

週休 2 日制工事（受注者希望型）を実施しない場合は、

※工事成績の評価は、「普通」とする。

※経費は、4 週 8 休以上の現場閉所実施を前提として計上した経費を減額する。